

Yahoo! BB 光 工事不要タイプ/ Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプサービス規約

ソフトバンクBB株式会社

第1章 総 則

第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンクBB株式会社（以下「当社」といいます）は、このYahoo! BB 光 工事不要タイプ/Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプサービス規約（以下「本規約」といいます）に従いYahoo! BBサービスのオプションサービスとして「Yahoo! BB 光 工事不要タイプ」サービスおよび「Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプ」サービス（後記第2条第（1）第（2）項に定義し、以下総称して「本サービス」といいます）を提供します。
2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件（以下「特約条件」といいます）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約に定めのない事項についてはヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約（約款）」を準用するものとします。

第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「Yahoo! BB 光 工事不要タイプ」とは、光アクセス回線とDSL回線（デジタル加入者回線）を使用して行う利用者回線型のインターネット接続サービスをいいます。
- (2) 「Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプ」とは、光アクセス回線とDSL回線（デジタル加入者回線）を使用して行う契約者回線型のインターネット接続サービスをいいます。(3) 「サービス契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 「申込者」とは、当社にサービス契約の締結申し込みをした者をいいます。
- (5) 「会員」とは、当社との間でサービス契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (6) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいいます。
- (7) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (8) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社の指定するVDSLモデム、光BBユニット等の機器をいいます。なお、会員が接続機器のレンタルを受ける場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。
- (9) 削除
- (10) 「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。
- (11) 「利用者回線」とは、特定協定事業者の電話サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の

申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。

- (12) 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (13) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。
- (14) 「協定事業者」とは、ソフトバンクテレコム株式会社等当社と協定を締結している電気通信事業者をいいます。
- (15) 「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社をいいます。
- (16) 「協定事業者等」とは、協定事業者もしくは特定協定事業者またはその両方をいいます。
- (17) 「屋外開通工事」とは、屋外の電柱上において当社と特定協定事業者との相互接続協定に基づき、会員の電話回線を当社の電気通信設備につなぎ換える工事をいいます。
- (18) 「宅内設置工事」とは、契約者回線型において、申込者が指定する場所へ特定協定事業者が契約者回線を設置する工事をいいます。
- (19) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (20) 「料金等」とは、本サービスの利用料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (21) 「開通日」とは、新規に「Yahoo! BB 光 工事不要タイプ」に申し込みの場合、屋外開通工事の完了日の 7 日後、当社の提供する他の電気通信サービスから「Yahoo! BB 光 工事不要タイプ」へのサービス種別変更の場合、屋外開通工事の完了日をいいます。新規に「Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプ」に申し込みの場合は、屋外開通工事の完了日または宅内設置工事の完了日の何れか遅い日の 7 日後、当社の提供する他の電気通信サービスから「Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプ」へのサービス種別変更の場合、屋外開通工事の完了日または宅内設置工事の完了日の何れか遅い日をいいます。

第 2 章 本サービスの内容

第 3 条（サービス提供区域）

- 1. 本サービスの利用に係るサービス会員回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
- 2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と協定事業者等との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

第 3 章 契 約

第 4 条（契約の単位）

当社は、サービス会員回線ごとに一つのサービス契約を締結します。この場合、会員は一つの本サービスについて一人に限られるものとします。なお、Yahoo! BB サービスを通じた申し込みによって成立する契約は、申込者およびヤフー株式会社と当社との間で成立するも

のとします。

第5条（契約の申込）

サービス契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。

第6条（契約の成立）

1. サービス契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、協定事業者等および当社が当該申込を承諾することを条件として、開通日に成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1)本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
 - (2)サービス会員回線の終端が属する場所が本サービスの提供区域内であっても、当社の指定エリアではないとき。
 - (3)申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、または申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
 - (4)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。
 - (5)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき。
 - (6)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者から I S D N、D S L サービスと同様の契約を締結しているとき。
 - (7)申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
 - (8)申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。
 - (9)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。
 - (10)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。
 - (11)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。
 - (12)本サービスの申し込みを受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。
 - (13)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
 - (14)契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。
 - (15)契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき。
 - (16)第 21 条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (17)利用契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。

(18)その他当社が適当でないとは判断するとき。

第7条（契約の変更）

1. 会員は、第5条に定める契約申し込み時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。
2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 会員が本条第1項に定める報告を怠ったことにより会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（住所の移転）

1. 会員が住所等を移転する場合、会員は第23条の規定に従い当社に対し解約の通知を行うものとします。
2. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員はサービス契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとします。
3. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、第31条第1項および第32条で定める各サービス規約の定めに従い接続機器を返還するものとします。

第4章 料金等の支払

第9条（料金等）

1. 本サービスの利用料金等は、別表記載のとおりとします。
2. 本サービスの利用料金等は、当社が設定するものとします。
3. 前2項の規定に基づき会員が当社に対して支払うべき利用料金等については、当社は、第三者にその回収業務を委託することができるものとします。

第10条（料金等の支払）

1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。
2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約（約款）に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約（約款）」第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。
 - (1) 新規に本サービスに申し込みの場合、開通日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。
 - (2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、開通日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。
3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができ

なかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただく場合があります。

4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

第11条（最低利用期間および違約金）

1. 本サービスは、開通日の属する月を含む6ヶ月間を最低利用期間として提供されるものとします。
2. 会員によるサービス契約の解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前にサービス契約が終了した場合、会員は、サービス契約終了月の翌月から最低利用期間の満了月までの月数に5,000円を乗じて算出した金額を違約金として当社に一括して当社が定める期日までに支払うものとします。但し、本規約の定めに従い当社が会員に対し損害賠償に依るべき事態が発生し、これを理由として当該会員からサービス契約の解約がなされた場合には、この違約金は発生しないものとします。

第5章 その他

第12条（通知・連絡等）

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、当社ホームページに掲載して行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社ホームページを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社のホームページ上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社ホームページを確認したか否かに関わらず、当社がホームページ上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第13条（本サービスの中止・停止等）

1. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。

(1)本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。

(2)協定事業者等が提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止または制限された場合。

- (3)協定事業者等との協定に基づく接続が停止または制限された場合。
 - (4)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
- 3．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
- (1)本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。
 - (2)当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止された場合。
 - (3)協定事業者等との協定が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。
 - (4)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

第13条の2（利用停止）

- 1．当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
- (1)利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (2)支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。
 - (3)料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
 - (4)第21条その他本規約の規定に違反したとき。
 - (5)本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (6)当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
 - (7)本サービスの利用契約成立後に、第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
 - (8)会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
- 2．会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。
- 3．本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。

第14条（免責事項）

- 1．当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 2．本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

第15条（他の電気通信事業者等との契約）

- 1．会員が本サービスの提供を受けるためには、当社の他に、協定事業者等と契約していただく必要があります。
- 2．会員が前項の契約を行わない場合、協定事業者等が前項の契約を拒絶した場合、又は前項の契約が終了した場合、当社はサービス契約の申し込みを拒絶し、又はサービス契約を解除できるものとします。
- 3．当社は、会員の便宜のため、会員のサービス会員回線提供事業者または協定事業者等に対する契約申し込み受付手続その他の手続等を自ら代行し、あるいはこれらを他の電気通信事業者等に委任することができるものとします。
- 4．当社は、協定事業者等の提供するサービスの品質を保証せず、一切責任を負いません。
- 5．当社は、利用料金等の額の算出その他本サービスの提供に必要な場合には、協定事業者等から当該事業者の保有する会員の情報を取得できるものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを了承するものとします。

第6章 会員の義務

第16条（サービスの利用）

- 1．会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
- 2．会員回線または会員IDおよびパスワードを用いて第三者により本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。
- 3．前項の他、当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。
- 4．会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 5．本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、または会員が他者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第17条（IDおよびパスワードの管理）

- 1．本サービスの利用に関して会員にIDおよびパスワードが付与される場合、当該会員は、IDおよびパスワードを管理する責任を負います。
- 2．IDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできません。
- 3．当社は、IDおよびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
- 4．会員は、IDおよびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第18条（サービス利用環境の維持）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
2. 会員は、接続機器ならびに会員の端末機器等を他人に無断で使用されないよう、会員自身の責任においてこれらを管理するものとします。
3. 前2項に定める利用環境の維持、設備・機器等の管理がなされなかったために会員が本サービスを利用できなかった場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第19条（承諾の限界）

当社は、会員から当社へ直接あるいは協定事業者等を通じて工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または工事後の保守を行うことが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。会員は、あらかじめ異議なくこれを承諾するものとします。

第20条（会員の切分責任）

1. 会員は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、会員の端末機器その他当社および協定事業者の責任範囲に属さない設備、機器等に故障がないことを確認のうえ、当社へ直接あるいは協定事業者等を通じて修理の請求をするものとします。
2. 前項の確認に際して、会員から請求があった場合には、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を会員にお知らせします。
3. 当社は、サービス会員回線に障害を生じ、又は、その設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。
4. 当社が行う第2項の試験により、サービス会員回線に故障がなく、故障の原因が会員の端末設備その他当社の責任範囲に属さない設備、機器等にあると判定されたときは、会員が当該試験に要した費用を負担するものとします。この場合の負担を要する費用の額は、当社係員の派遣および試験の実施に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 禁止事項等

第21条（禁止事項）

会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2)他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3)他者のメール受信を妨害する行為、その他他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4)他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。

- (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
- (9) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (10) 連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
- (12) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (13) 当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。
- (14) コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (15) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。
- (16) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。
- (17) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為。

第22条（利用停止等）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
 - (1) サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。（なお、第29条第2項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払も含むものとします。）
 - (3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
 - (4) 第21条その他本規約の規定に違反したとき。
 - (5) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (6) 会員が、当社が提供する他のサービスの会員の場合、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
2. 会員が複数のサービス契約を締結している場合において、当該サービス契約のうちのいずれ

かについてそのサービスの利用を停止されたときは、当社は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

3. 当社は、当社所定の基準にしたがい本サービスの運営上必要であると判断した場合、会員の
本サービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。
4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービス停止・
制限原因が解消されるまで、またはサービス契約が解除されるまでの間については、会員は料
金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止ま
たは制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第 8 章 解約等

第 2 3 条（会員によるサービス契約の解除）

1. 会員は、サービス契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に
通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の
月末をもってサービス契約が終了するものとします。
2. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、第 3 1 条第 2 項および第 3 2 条で定
める各サービス規約の定めに従い接続機器を返還するものとします。

第 2 4 条（当社が行うサービス契約の即時解除）

1. 当社は、第 2 2 条第 1 項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定め
た催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に通知すること
により、サービス契約を解除できるものとします。
2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしにサービ
ス契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供
する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に
解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。

- (1) 第 2 2 条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断し
た場合。
- (2) 会員に対する差押え、仮差押え、又は仮処分命令の申立てがあった場合。
- (3) 破産、民事再生手続（個人債務者再生手続を含みます。）の申立てがあった場合。
- (4) 手形不渡その他支払いを停止した場合。
- (5) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合。
- (6) 会員が死亡したことを当社が知った場合。
- (7) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該会員資格を失った場合、またはこれらのサ
ービスの解除事由に該当した場合。
- (8) 協定事業者のサービスに係る利用契約が終了した場合。

3. サービス契約が解除された場合、会員は、サービス契約および当社と会員間で締結された他
の契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に
支払うものとします。

第9章 雑則

第25条（情報等の削除）

- 1．当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。
 - (1)第21条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。
 - (2)本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。
 - (3)登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4)その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
- 2．前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
- 3．当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、もしくは情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第26条（著作権等）

- 1．会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
- 2．会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第27条（個人情報等の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<http://www.softbankbb.co.jp/ja/privacy/index.html>）に従い適切に実施します。

第28条（権利の譲渡制限）

- 1．会員は、サービス契約上の地位またはサービス契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
- 2．当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

第29条（管轄裁判所）

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第10章 BBフォン利用契約に関する特約

第30条（BBフォン利用契約に関する特約）

1. 会員が本サービスの利用を申し込む場合、当該会員に対しては本規約に加え別途当社が定める「BBフォン利用規約」（以下「BBフォン規約」といいます）が適用されるものとします。
2. 会員が本サービスの利用申し込みを行う場合、当該会員については、以下の事項がBBフォン規約に優先して適用されるものとします。

(1) BBフォンの利用契約の成立時期

BBフォン利用契約は、会員により本サービスの申し込みがなされ、かつ当社が当該申し込みを承諾することを条件として、本サービスに係るサービス契約の成立日に成立するものとします。

(2) BBフォンの利用料金

BBフォンの利用に係る月額料金は、毎月末日締めにて、サービス料金表の規定に従い月額計算します。但し、本サービスの利用開始月においては、サービス料金表の規定に従い、本サービスの開通日から当該月の末日までの日割計算をします。なお、BBフォンの通話料については、BBフォン規約に従うものとします。

(3) BBフォンの利用契約の終了に関する特約

事由の如何を問わず、本サービスに係るサービス契約が終了した場合は、当然にBBフォンの利用契約も終了するものとします。

第11章 接続機器に関する特約

第31条（接続機器に関する特約）

1. 「接続機器レンタル規約」の定めのうち以下の事項が「接続機器レンタル規約」に優先して適用されるものとします。

(1) レンタル料金は、本サービスの開通日より発生するものとします。

(2) サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日（20日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、会員が光BBユニット及びVDSLモデム等を当社に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。

第32条（無線LANカードに関する特約）

1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。
2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレ

レンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。

3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。

第12章 BBTBサービスとのセット値引きに関する特約

第33条(BBTBサービスとのセット値引きに関する特約)

1. 当社は、会員が次の各号に定める全ての要件を満たすことを条件に、当該会員が利用する本サービスの利用料金の一部を値引きするものとします。
 - (1) 本サービスの利用契約が成立し、継続していること。
 - (2) 前号の利用契約の対象となるサービス会員回線において、当社が定める「受信装置(セット・トップ・ボックス)レンタル規約」に基づく受信装置のレンタル契約およびビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTBサービス規約(約款)」および「BBTB・放送サービス個別規定」に基づく「ベーシックチャンネルパック」に関する利用契約が成立し、当該利用契約が継続していること。
 - (3) 第1号第2号に定める全ての利用契約にかかるサービス料金の全額が課金開始されていること。
 - (4) 前号に定めるサービス料金全てに関して、当社において何らの減免措置、課金停止事由、非課金事由がなく、会員の支払義務が存し、当社の徴収対象となっていること。
2. 前項に定める値引きは、前項に定める全ての要件を満たした月から適用されます。
3. 会員が第1項の要件のうちひとつでも満たさなくなった場合、第1項に定める値引きの適用は、当該要件を満たさなくなった月をもって終了します。

第13章 Yahoo! BB ADSL 先行利用に関する特約

削除

- (2006年10月1日制定)
- (2006年10月1日実施)
- (2007年3月31日承継改定実施)
- (2007年11月1日制定)
- (2007年12月1日実施)
- (2008年2月29日改定実施)
- (2008年6月1日改定実施)

(2 0 0 9 年 4 月 1 日 改 定 实 施)

(2 0 0 9 年 6 月 1 9 日 制 定)

(2 0 0 9 年 7 月 1 日 改 定 实 施)

(2 0 1 0 年 3 月 3 1 日 改 定 实 施)